

法人市民税と軽自動車税の税率が変更されます

☎ 税務課(☎65-6508)

1 法人市民税法人税割の税率改正

平成26年度の税制改正に伴い、法人市民税法人税割の税率が引き下げられます。また、地方法人税(国税)が創設され、引き下げ分に相当する税収全額が地方交付税の原資とされることとなりました。

市の法人税割の税率については、10月1日以後に開始する事業年度から、次のとおり引き下げられます。

法人の区分	9月30日以前に開始する 事業年度の税率	10月1日以後に開始する 事業年度の税率
1 法人税割の課税標準となる法人税額(分割前の額)が年1000万円以下で、次のいずれかに該当する法人 ①資本金等の額が1億円以下の法人 ②資本金若しくは出資金を有しない法人(保険業法に規定する相互会社は除く) ③法人でない社団または財団で、代表者または管理人の定めのあるもの	13.9%	11.3%
2 上記以外の法人	14.7%	12.1%

※今回の税制改正に伴い、10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人税割は前年度の法人税割額の4.7/12(通常は6/12)となります。

2 軽自動車税の税率改正

平成26年度の税制改正に伴い、軽自動車税の税率が変更されます。
※軽自動車税は、毎年4月1日に所有している人に課税されます。

◆原動機付自転車や125cc超のバイクなどの車両

平成27年度から新税率が適用されます。

車種の区分		税率(年額)	
		平成26年度まで	平成27年度以後
原動機付自転車	排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	排気量50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	排気量90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー(排気量50cc以下)	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車 (側車付きのものを含む)	排気量125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
	ボートトレーラー		
	フルトレーラー		
二輪の小型自動車	排気量250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,000円
	その他(フォークリフト等)	4,700円	5,900円

◆軽四輪などの車両

軽四輪などは、平成27年4月1日以後に新規登録する車両から新税率が適用されます。



軽自動車 車種の区分		税率(年額)		
		平成27年3月31日 までに登録した車両	平成27年4月1日 以後に登録した車両	登録後13年超 (経年車重課)
三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円

●平成27年3月31日までに新規登録した車両は、登録後13年を超えるまで現行税率のままです。

●平成28年度からは、新規登録をした年月から13年を経過した車両(電気自動車等を除く)に、経年車重課の税率が適用されます。

新規登録とは…

自動車検査証に記載されている「初度検査年月」のことです。



軽四輪の乗用・自家用車 例

○平成14年8月7日に新車新規登録の車両を購入した場合

- ・平成27年4月1日…7,200円(税率変更なし)
- ・平成28年4月1日…12,900円(新規登録から13年を超える税率)



○平成27年4月1日に新車新規登録の車両を購入した場合

- ・平成27年4月1日…10,800円(新税率)
- ・平成41年4月1日…12,900円(新規登録から13年を超える税率)

